

## 全面護憲の会 会則

(名称)

第1条 本会は、「全面護憲の会」と称する。

(主たる事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を東京都におく。

(われわれの使命)

第3条 現政権は、「日本を取り戻す」のスローガンの下に、15年戦争時代の日本を再現しようとしている。われわれは、これに優る日本国家の理想をトータルに提示しなければならない。それは内外2千万人の犠牲を強いた戦争の反省によって、国際社会とともに受け入れた日本国憲法の理念であることを承認する。

日本国憲法の理念

- 絶対平和主義 「再び戦争の惨禍を起こさない決意」
- 議会主義 「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」
- 行政権力の抑制 「政府の行為による禍を起さず」
- 国民主権 「これに反する一切の憲法、法令、詔勅を排除」
- 基本的人権 「不可侵にして永久の権利として国民に信託」
- 法治主義 「憲法と法律とのみに拘束」

(当面の活動)

第4条 われわれの使命と日本国憲法の理念を普及する。  
憲法の規定と違反する政治の実態を究明し、順次発表する。

(会員)

第5条 以上の諸原則を承認するものは誰でも会員になることができる。  
会員であることを公表しないことを求め得る。

(会計)

第6条 入会金は1000円とする。  
会費は別に定める。  
寄付は受け入れる。ただしそれに対する特典は無い。

(代表委員と事務局員)

第7条 共同代表委員と事務局員をそれぞれ若干名選出する。

(会則の改廃)

第8条 会則の改廃は例会出席者の3分の2以上の賛成で決める。

ただし憲法の理想と条項を否認する改訂はできない。

(支部の設置)

第9条 全国に支部を設置できる。

2014年3月 日 採択